

豊中市火災予防条例の一部改正（素案）

1 改正（素案）の内容

火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱い基準として、調理器具の周囲で使用する排気ダクト・グリス除去装置等に油脂等が付着しないよう適切に管理することを追加します。

2 施行日

令和9年4月1日

3 改正の理由等

焼肉店等で使用される火気器具（七輪等）の周囲に設置される上引き排気ダクトに油脂等が付着したことに起因する火災が例年一定数発生していることに鑑み改正するものです。

施行日は、新たな基準の周知に一定期間が必要であることから令和9年4月1日とします。